

施術所広告の手引き

その広告、 違反していませんか？

施術所として広告できる事項は決まっています！
規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処する
とされています。(裏面4頁参照)



世田谷保健所 生活保健課 医事・薬事係

問合せ先 03-5432-2902

R7.3発行

【 広告可能事項一覧 】

事項	○ 広告可能	× 広告不可能	
		例	理 由
① 名 称	〇〇施術所(院)、〇〇鍼灸治療院、〇〇接骨院 等	サロン、カイロ、整体、センター、メディカル、リラクゼーション、サポート、女性専門、レディース、スポーツ、美容、交通事故、漢方、姿勢改善 等	施術技能や効能、対象を限定する文言を含むほか、施術所として分かりにくいため
② 施 設 情 報	電話番号 所在の場所 メールアドレス、URL 施術所開設の届出をした旨 駐車場の有無・場所	施術者の技術など広告可能ではない事項を暗示するルビやURL ・03-****-1374(痛みなし) ・www.katakorinaoru.ne.jp	
③ 業 務	<u>柔道整復</u> ほねつぎ、接骨 <u>あはき</u> あん摩、マツサージ、指圧 はり、きゅう、もみりようじ やいと・えつ、小児鍼	<u>適応症</u> 捻挫、挫傷(肉離れ)、打撲、脱臼、骨折、むちうち、脚・腰・肩・首、肩こり、腰痛、頭痛、足のしびれ、筋肉疲労、スポーツ障害、関節痛、神経痛、リウマチ、パーキンソン、不眠症、めまい、眼精疲労、猫背、腸セラピー、体質改善、骨盤矯正、ダイエット、むくみ、更年期障害、冷え性、免疫力を高める、生理痛、不妊治療、産後ケア 等	適応症は広告可能事項ではないため
④ 施 術 者	氏名、住所 施術者である旨	施術者の技能・技法・経歴 ・〇〇流、高い技術、根本治療 ・〇〇会員、〇〇のトレーナー 等	技能、施術方法、経歴は広告禁止事項のため
⑤ 施 術 日 時	施術日・施術時間 休日、夜間の実施	「診」と表記すること ・診療日、診察時間、休診日	診療所と紛らわしいため
⑥ 予 約	予約に基づく施術の実施		
⑦ 出 張 施 術	出張による施術の実施、出張可能な地域・時間、住療	「診」と表記すること ・往診、訪問診療	診療所と紛らわしいため
⑧ 医療保険 療養費の 支給申請	医療保険療養費支給申請ができる旨 ※下記の明示が必要 <u>柔道整復</u> 脱臼又は骨折の患部に係る申請については医師の同意が必要な旨 <u>あはき</u> 医師の同意が必要な旨	各種保険取扱い、交通事故取扱い、労災取扱い	医療保険療養費支給と関係がないため
⑨ そ の 他		料金：30分3000円、無料体験 等 機械名：〇〇電磁治療器 等 効果を暗示するイラスト・写真 芸能人等が利用者である旨 比較優良広告：都内で唯一 等 虚偽誇大広告	広告可能事項ではない又は、広告禁止事項のため

【 広告可能な例示 】

① ▲▲世田谷接骨院 ▲▲世田谷鍼灸院

① ▲▲世田谷接骨院
▲▲世田谷鍼灸院

⑤ 施術日
月～土： 10:00～18:00
休 日： 日曜日、祝日

⑥ 電話予約可能
03-****-****

⑦ 出張
施術 ② 駐車場
3 台

③ あん摩マッサージ指圧、はり、きゆう

⑧ 医療保険療養費支給申請
※医師の同意が必要になります

ほねつぎ、接骨

医療保険療養費支給申請
※脱臼又は骨折の患部の施術に
係る申請は、医師の同意が必要
になります

①

▲▲世田谷接骨院
▲▲世田谷鍼灸院

施術者

④ 世田谷 太郎： 柔道整復師
世田谷 花子： はり師
世田谷 次郎： きゆう師

業 務

③ あん摩マッサージ指圧、はり、きゆう

⑧ 医療保険療養費支給申請
※医師の同意が必要になります。

ほねつぎ、接骨

医療保険療養費支給申請
※脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請は、
医師の同意が必要になります。

⑤

施術時間	月	火	水	木	金	土	日
9:00～12:00	○	○	○	○	○	○	×
13:00～20:00	○	○	×	○	○	×	×

⑤

20時まで
営 業

⑦

出張
施術

①

▲▲世田谷接骨院
▲▲世田谷鍼灸院

⑥

電話
予約

②

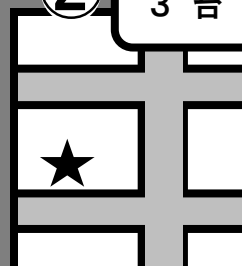
世田谷区世田谷4-22-35
TEL: 03-****-****
H P: https://www.****.co.jp

②

施術所開設
届出済

②

駐車場
3 台



【 根 拠 法 令 】

柔道整復師法（昭和45年4月14日法律第19号）

第24条 柔道整復の業務又は施術所に関しては、何人も、文書その他いかなる方法によるを問わず、次に掲げる事項を除くほか、広告をしてはならない。

- 一 柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所
- 二 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 三 施術日又は施術時間
- 四 その他厚生労働大臣が指定する事項*¹

2 前項第一号及び第二号に掲げる事項について広告をする場合においても、その内容は、柔道整復師の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたってはならない。

* 1 柔道整復師法第24条第一項第四号の規定に基づく柔道整復の業務又は施術所に関して広告し得る事項（平成11年3月29日厚生省告示第70号）

- 一 ほねつぎ（又は接骨）
- 二 柔道整復師法第19条第一項前段の規定による届出をした旨
- 三 医療保険療養費支給申請ができる旨（脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。）
- 四 予約に基づく施術の実施
- 五 休日又は夜間における施術の実施
- 六 出張による施術の実施
- 七 駐車設備に関する事項

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 五 第24条の規定に違反した者

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）

第7条 あん摩業、マツサージ業、指圧業、はり業若しくはきゆう業又はこれらの施術所に関しては、何人も、いかなる方法によるを問わず、左に掲げる事項以外の事項について、広告をしてはならない。

- 一 施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所
- 二 第1条*²に規定する業務の種類
- 三 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 四 施術日又は施術時間
- 五 その他厚生労働大臣が指定する事項*³

2 前項第一号乃至第三号に掲げる事項について広告をする場合にも、その内容は、施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたってはならない。

* 2 第1条 医師以外の者で、あん摩、マツサージ若しくは指圧、はり又はきゆうを業としようとする者は、それぞれ、あん摩マツサージ指圧師免許、はり師免許又はきゆう師免許を受けなければならない。

* 3 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第7条第一項第五号の規定に基づくあん摩業等又はこれらの施術所に関して広告し得る事項（平成11年3月29日厚生省告示第69号）

- 一 もみりようじ
- 二 やいと、えつ
- 三 小児鍼（はり）
- 四 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の2第一項前段の規定による届出をした旨
- 五 医療保険療養費支給申請ができる旨（申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。）
- 六 予約に基づく施術の実施
- 七 休日又は夜間における施術の実施
- 八 出張による施術の実施
- 九 駐車設備に関する事項

第13条の8 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第5条又は第7条の規定に違反した者

【 あはき・柔整広告ガイドライン 】

- ・ 厚生労働省が令和7年2月に広告の適正化の推進を図る目的で策定しました。
- ・ ガイドラインでは、ウェブサイトは規制対象外とする一方、その内容の適切な在り方について定め、自主的な取り組みを促しております。
- ・ なお、バナー広告やSNSでの書き込み等について、広告要件を満たす場合には、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。
- ・ 詳細は、右の二次元コードより、ガイドライン本文をご確認ください。

